十一　四、八四〇MHz及び四、八六〇MHzの㊣一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力の上限値は、二マイクロワット又は〇・二マイクロワットのいずれかであること。

［十二　略］

2　五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（空中線電力が〇・〇一ワット以下のものに限る。）の無線設備は、前項第一号から第三号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するもののほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　四、八四〇MHz及び四、八六〇MHzの㊣一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力は、〇・二マイクロワット以下であること。

四　送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（前項に規定するものであつて、他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものに限る。）の電波（他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。

［五　略］

**別表第一号**（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

| 周波数帯 | 無線局 | 周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き，百万分率） |
|---|---|---|
| ［1～7　略］ | | |

| 五、〇二七・五MHz以上五、〇三〇MHz未満 | 一ミリワット以下 |
|---|---|
| 五、〇六二・五MHzを超え五、〇六七・五MHz以下 | 一五マイクロワット以下 |

十一　四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては四、八四〇MHz及び四、八六〇MHz、五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては四、九六〇MHz及び四、九八〇MHzの㊣一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力の上限値は、二マイクロワット及び〇・二マイクロワットのいずれかであること。

［十二　同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては四、八四〇MHz及び四、八六〇MHz、五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては四、九六〇MHz及び四、九八〇MHzの㊣一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力は、〇・二マイクロワット以下であること。

四　陸上移動局又は携帯局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（前項に規定するものに限る。）の電波（他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。

［五　同上］

**別表第一号**（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

| 周波数帯 | 無線局 | 周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き，百万分率） |
|---|---|---|
| ［1～7　同左］ | | |